農林水産委員会会議記録（第１号）

令和８年　９月２９日

福島県議会

１　日時

令和８年　９月２９日（火曜）

午前　１０時５８分　開会

午後　１１時５８分　散会

２　場所

農林水産委員会室

３　会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

４　出席委員

委員長	鈴木優樹	副委員長	山内　長
委員	太田光秋	委員	三瓶正栄
委員	三村博隆	委員	吉田　誠
委員	誉田憲孝		

５　議事の経過概要

（午前　１０時５８分　開会）

鈴木優樹委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認め、太田光秋委員、吉田誠委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第１号のうち本委員会所管分外７件、議員提出議案第169号外１件及び請願１件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の国に対する要望活動について述べる。

このことについては、６月定例会において正副委員長一任と決定され、去る７月22日に実施したが、その概要については手元に配付しているので確認願う。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第１号のうち本委員会所管分外７件を一括議題とする。

直ちに、農林水産部長の説明を求める。

農林水産部長

（別紙「９月県議会定例会農林水産委員会農林水産部長説明要旨」により説明）

鈴木優樹委員長

続いて、農林総務課長の説明を求める。

農林総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

鈴木優樹委員長

続いて、農村基盤整備課長の説明を求める。

農村基盤整備課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

鈴木優樹委員長

以上で説明が終了したので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

三村博隆委員

農２ページ、認定農業者等支援事業費の増額について、現在の採択件数と当初からの増加件数は幾らか。あわせて、支払いの進め方を聞く。

農業担い手課長

国の農業構造転換集中対策期間の影響もあり採択率が上がっており、当初は37件であったが、29件増加し合計66件である。

今後の支払いの進め方については、農業機械の購入ニーズが高まってきており、注文から納品までに３カ月以上を要しているが、補助事業者が年度内に購入代金の支払いを終えることで補助金が交付可能となっている。

三村博隆委員

ニーズが高まり、農業機械の入手が困難とのことであるが、県としては遅滞することなく、支払いを進めてほしい。

誉田憲孝委員

三村委員の質問に関連であるが、ただいまの支援の中ではどのような農業機械、あるいは施設への要望が多かったのか。

農業担い手課長

主なものはコンバイン、次いでトラクター、乾燥調製に係る機械整備となっており、稲作農家からの要望が多い状況である。

誉田憲孝委員

29件の追加に関して、現在申請中の農業者に対応できているのか、不採択となる農業者が生じる見込みなのか。

農業担い手課長

採択率は100％となっている。

鈴木優樹委員長

購入機械の納品前に、支払いを済ませることは可能か。

農業担い手課長

補助事業のため、年度内の納品が前提である。

鈴木優樹委員長

年度内に納品されなければ、補助は無効となるのか。

農業担い手課長

県としては、そのようなことがないように進行管理していく。

鈴木優樹委員長

農の４ページ、県営林保育管理事業について、伐採予定地域を聞く。

林業振興課長

伐採予定地域は、郡山市、矢吹町、西郷村、棚倉町、いわき市等で、県道や人家の裏に立ち倒木のおそれがある危険木を伐採予定である。

鈴木優樹委員長

松くい虫の影響により危険木が増加しているとの声があることから質問した。

林業振興課長

郡山市湖南町地域の松くい虫の被害を受けた樹木も伐採予定に含まれている。

鈴木優樹委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

三瓶正栄委員

新規就農者が５年連続300人を超えたことは大変喜ばしいことである一方、７月の新聞報道では農業従事者が100万人を切ったと発表された。そのような中、農業法人は担い手確保のための大変重要な受皿であると感じているが、働き方改革の取組状況と課題について聞く。

農業担い手課長

委員指摘の新聞報道については、しっかりと現状を受け止めて行きたい。農業関係法人については、５月に福島県新規就農者等担い手確保育成連絡協議会を立ち上げ、雇用就農等による労働者の資質向上や雇用環境の改善など、新たな取組を始めなければいけないとのスタンスに立っている。

雇用環境の支援については、法人からの相談を福島県農業経営・就農支援センターで受け付け、専門家の派遣を行っているほか、農業法人同士の意見交換会を開催しており、参加者が自らの会社のよいところや改善すべきところを共有し横連携を図ることで、従業員の資質向上にも努めている。

さらに、県内各地で就農相談会を開催することにより就農希望者と農業法人が関わる機会を設けることで、雇用確保にも取り組んでいる。

三瓶正栄委員

農業は若者たちが集まるような産業となってほしいとの思いがあるため、引き続き働きやすい環境づくりを願う。

誉田憲孝委員

土地改良団体関係者と話す機会があり、基盤整備を進める上での地権者の同意について議論となった。換地するための法律上の同意要件を満たしていても、地権者の同意を得られない農地が地区内に点在し、虫食い状態のため換地が難しく事業を進めらずにいるとのことであった。それに対し団体から、相続未登記農地に関して以前は換地処分の関係から事業地区に取り込むことが困難であったが、最近は制度上一定の対応が可能になったとの説明があった。

そこで、圃場整備などの基盤整備事業において相続登記がされていない農地がある場合、どのように取り扱うのか聞く。

農村計画課長

相続登記がされていない土地について、これまでは圃場整備実施後の換地処分において死亡者名義では登記ができないため、除外して整備する必要があった。しかし、最近になり農林水産省と法務省が取扱いについて協議し、所定の手続を踏んでいる場合は、死亡者名義の土地を圃場整備実施後もそのままの名義で登記できるよう運用方針が示された。

これにより、一部を除き相続未了の土地についても、代表者を立てることにより圃場整備に参加できる取扱いへ変更された。

誉田憲孝委員

県産桃が16年ぶりに本格輸出されたとのことで、販売会が実施されていた時期、私も台湾へ行っていた。現地では989台湾ドル、日本円で約5,000円で販売されており、知り合いの農家から、そんなに高く売れるのだったら自分の桃もどんどん輸出したいとの話もあった。

当然、空輸のコストがかかるため、単純に利益が増えるわけではないことは承知しているが、生産者の所得はどれほど増えるものなのか。

農林企画課長

８～９月にかけて台湾で行われた県産桃の輸出、販売については、委員指摘のとおり２個で約5,000円で販売された。

生産者の所得への影響は、現時点では確認できていないが、空輸や選別の経費が

かかるため、今後検証を進めていきながら次年度に向けて支援していきたい。

誉田憲孝委員

贈答用桃の隣に、傷物の桃が日本円で約2,000円で販売されており、若い女性が「このくらいの傷であれば大丈夫」と購入していた。価格については今後検証されると思うが、次年度に向けてサポートをよろしく願う。

三村博隆委員

若年層の農業者と話す中で、スマート農業に対する期待が非常に高いと感じている。昨年度に福島県ＲＴＫシステム(福島県高精度測位システム)が始動したが、山間地では電波が通じず、利用には難しい側面があるとの話も聞いた。システムの利用状況及び電波等の課題があれば聞く。

農業振興課長

ＩＤ登録件数は、令和７年度が185件、８年度が８月末現在で308件である。ＲＴＫシステム利用者アンケートでは、疲労が少なくなり作業効率が上がった等おおむね好評である。今後、電波不通地域や電波を受信できる衛星数についても詳細を整理し、農業者の意見も踏まえながら課題解決に向けて取り組みたい。

三村博隆委員

開始から１年であり、課題も少しずつ見えてきているかと思うので、しっかり対応願う。

最後に、６月定例会の本委員会でも議論となった、有害鳥獣対策としての射撃場の整備についてである。当時は、射撃場の整備は市町村が主体となって進め、国の補助事業なども活用するとの話であったが、猟友会から話を聞くと、県中、県南地区にはライフル射撃場がなく、県外や近隣の射撃場を利用する頻度が高くなっているとのことである。緊急銃猟も開始され、現場に出ていきなり100ｍ先の標的に射撃することは難しく、射撃場は非常に重要な施設であると認識している。

会津若松市の射撃場では、市町村が広域的に連携する組織や仕組みをつくり、整備につなげたと聞いている一方、県中、県南地区では、市町村によって温度差があり、どこが主体となるのかという課題もある。猟友会も市町村への働きかけを行っているが、市町村だけでの取組には限界があり、県としても、射撃場の整備に加え、緊急時における人材の確保なども含め、猟友会や市町村を支援する広域的な連携や仕組みづくりが必要ではないかと考えるが、どうか。

環境保全農業課長

射撃場の整備については、市町村や協議会が事業主体となって整備することが可能である一方、整備に当たっては、費用の確保や地域の関係者との調整が必要となるため、まずは事業主体となり得る市町村や協議会の意向を確認することが重要である。また、広域連携についても、農林事務所単位で設置している鳥獣被害対策会議において、関係市町村やＪＡ等の関係者と協議する機会があり、こうした機会を捉えて関係市町村や協議会の意向を丁寧に聞きながら、生活環境部とも連携し、必要な取組を支援していきたいと考えている。

三村博隆委員

市町村によって、熊の出没状況やわなによる対応の可否など、射撃場整備に対する必要性や熱量に差があることは理解している。しかし、必要な射撃場を整備するには、こうした温度差を超えて市町村が広域的に連携していくことが重要であり、そのためには農林事務所を軸とした取組だけでなく、県としても県中、県南地区の関係市町村をつなぎ、方向性を示しながら進めていく必要があると思う。実際に広域連携を進める上で、どのような支援や対策が必要と考えているのか。

環境保全農業課長

県中、県南地区では出先機関の所管が分かれているため、連携が取りにくい面もあるが、農林水産部、生活環境部、農林事務所、地方振興局が連携し、まずは市町村の意向を確認していきたい。

具体的な支援については、会津地方で射撃場整備に向けた協議会が設置された事例もあることから、市町村の意向を確認し、射撃場を整備したいという機運が高まれば、同様の協議会の設置も検討していきたい。

三村博隆委員

市町村の意向が重要であることは理解した一方で、取組を進めるに当たっては、県としても能動的に関与する姿勢が重要である。鳥獣被害対策における広域的な連携は、関係市町村と射撃場の整備に向けた支援をしっかりと進めるよう要望する。

鈴木優樹委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

（午前　１１時５５分　休憩）

（午前　１１時５６分　開議）

鈴木優樹委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案２件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

鈴木優樹委員長

初めに、議員提出議案第169号について各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

可決の方向で願う。

吉田誠委員

可決の方向で願う。

鈴木優樹委員長

議員提出議案第169号については、可決の方向として異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認めそのようにする。

次に、議員提出議案第170号について各委員の意見を聞く。

誉田憲孝委員

継続の方向で願う。

吉田誠委員

継続の方向で願う。

鈴木優樹委員長

議員提出議案第170号については、継続の方向として異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認めそのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

鈴木優樹委員長

請願111号については、さきに審査した議員提出議案第170号に関連していることから、継続の方向として異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

鈴木優樹委員長

異議ないと認めそのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は10月２日に行う。

本日は以上で委員会を終わる。

明９月30日は現地調査を行うため、各委員は作業服を着用の上、午前９時までに本庁舎東玄関に参集願う。

10月２日は総括審査会終了後に委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

（午前　１１時５８分　散会）